

会議要旨

【開催概要】

会 議 名 称	第6回富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会
開 催 日 時	令和7年4月25日（金）18：30～20：35
開 催 場 所	市役所3階 庁議室
出 席 委 員	・岡島委員（委員長）・藤井睦子委員（副委員長）・谷委員・勝井委員・岡本委員 （オンライン）・竹原委員・笠松委員・藤井佳江委員・長橋委員・遠坂委員・石川 委員・小野寺委員・北辻委員（オンライン） （計13名）
欠 席 委 員	・高垣委員
事 務 局	こども未来部：小島部長 こども政策課：大堀課長、廣谷課長代理、菖蒲係長、今井副主任 教育指導室：山口室長、棕原参事兼人権教育係長 （株）ジャパンインターナショナル総合研究所：中村洋司氏 中村容子氏
配 布 資 料	本日の次第 資料1 富田林市こどもの権利条例骨子案 資料2 令和7年度こどもワークショップ実施概要 資料3 各種報告書概要 資料4 前回会議の意見について 資料5 重点議題④の意見のまとめ 資料6 令和7年度スケジュール 令和6年度こどもワークショップ実施報告書 多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング実施報告書 こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング実施報告書
会 議 次 第	1. 開 会 2. 議 事 （1）こどもの権利条例骨子案について 資料1 「富田林市こどもの権利条例骨子案」 （2）令和7年度こどもワークショップについて 資料2 「令和7年度こどもワークショップ実施概要」 （3）各種報告書について 資料3 「各種報告書の概要」 （4）その他 ①前回会議の意見について 資料4 「前回会議の意見について」 ②重点議題④について 資料5 「重点議題④の意見のまとめ」 ③令和7年度のスケジュールについて 資料6 「令和7年度のスケジュール」 （5）事務連絡 3. 閉 会
公開/非公開	公開

傍 聴 者	1 名
そ の 他	なし

【議事要旨】

委員長	1. 開会 ・ 吉村市長挨拶 ・ 委員構成と任期について説明 ・ 委員挨拶 ・ 事務局の体制変更について説明と配布資料の確認 2. 議事 (1) こどもの権利条例骨子案について ●資料1をもとに説明 (説明省略) ◇事務局からの説明についての質問や意見については、章ごとに順を追って進めていきます。
	(資料1_富田林市こどもの権利条例骨子案 第1章) ◇こどもの定義は「18歳未満の者、その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」と記載されており、18歳に限らず一定の拡張があり得るというような意味だと思っています。 富田林市の場合は、若者条例があり、対象年齢は16歳から30歳までだと思います。そうすると重なる部分が出てきますので、若者条例との整合性というところも考慮しないといけないと思います。
事務局	●委員のご指摘の通り、若者とこどもの整理が必要ですが、基本的には資料1に記載している通り、18歳未満ということが原則になってきます。今後、「その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」という、プラスアルファの部分のところと、既存の若者条例の整理を担当と調整できればと考えています。
委員	◇条例の目的についての意見です。第2章で、「子どもの権利条約に定められた全てのこどもの権利が保障される」と出てきます。 こういったところで大事にしているのであれば、「こどもの権利条例を積極的に推進する」というような文言を条例の目的に入れた方がわかりやすいと思いました。 また、目的の文章について、素敵な文章だと思いますが、大人が守ってあげると印象を受けました。こどもが権利の主体だということがこの文言からは読み取れないので、もう少し権利の主体ということが分かるような言葉を入れるといいと思います。 また、用語の定義で、こどものところは、「18歳未満の者」を入れておく方が、一つの目途にもなるのでいいと思っています。
委員長	◇条例検討委員会で、こどもの定義に関しては18歳未満で区切るのか、それともプラスアルファを入れるのかということで、プラスアルファを認めるよう

委員	なご意見が多かったので、骨子案を作る際に、18歳プラスアルファという形で記載しています。若者条例との整合性に関しては、事務局の方で調整いただき、改めて委員会で、お話をいただきたく思います。 また、こども計画を作るにあたり、こども計画の年齢範囲は、18歳プラスアルファということになっていると思いますので、こども計画と、こども権利条例との整合性を図ることも重要となってきます。 そして、こどもの権利条例の中には救済機関について書き込まれています。以前、委員より救済機関がどういう年齢の人を扱うのか、きちんと定義した方がいいのではないかというご意見をいただきました。救済機関に関して、どういう年齢範囲を対象にするにするのか、その整合性も必要です。今のところは18歳プラスアルファの方々を救済機関でも扱うと理解しています。 ◇「こどもに関係する団体」という定義がありますが、こどもに関係しない団体というものがあるのかと感じました。こどもに関係する団体という定義、対象をとっていない条例もあると思います。そういうところは「市民」といった文言でまとめている印象です。「育ち学ぶ施設」というのは大体あると思うのですが、他自治体では、団体の定義はどのようになっているのかと思います。 例えば、高齢者を対象にする団体はたくさんありますが、こどもとの関わりは行事等であると思います。そこを今後どう整理するのかと思いました。 また、基本理念と権利の保障のところが重複している部分は、基本理念に入れる必要はないと思いました。ただし、基本理念は大事なところなので、それを条例の中で基本理念という項目をあげて出すのか、前文や目的の中で出すのかは自治体の条例により異なります。 基本理念という項目をあげるのであれば、しっかり議論をしないといけないですし、基本理念という項目をあげずに、前文や目的のところで、子どもの権利条約の原則、こども基本法に則って、権利の主体のことなどをどこで記載していくかについては議論が必要と思いました。
委員長	◇「こどもに関係する団体」の定義について、「市民」としてまとめるという形は控えたほうがいいと思います。こどもに関連した活動をしている団体がたくさんあり、そうしたことについてきちんと条例として重要なプレーヤーであるという認識を持っていることは示した方がいいと思っています。 一方で、この記載方法に迷っているところもあります。意見シートで皆様のご意見をいただき、委員長、副委員長、事務局で検討いたしまして、最善のものを選び出したいところです。 それから基本理念に関して、基本理念という形で設けるというのも一つの案ですし、前文など他の様々な部分で記載するという方法もあります。一方で、こども基本法や子どもの権利条約の4原則についての明記ですが、確かに現在、最善の利益という言葉がこの骨子案から抜けておりますので、そうした点については、同じく委員長と副委員長それから事務局に預らせていただければと思います。
委員	◇基本理念を見た時に、これまで本委員会のワークショップや議論してきたことが言葉で表れていると思いました。条例の目的等で書くべきことはたくさん

委員長	んあると思いますが、実際にこどもが読んだときに、大事なことが書かれているとわかるような、こどもにフレンドリーな条文にしてもらいたいという思いがあります。難しくない基本理念の書きぶりが望ましいと思っています。 ◇記載を難しくなくという委員のご指摘について、こどもが権利の主体ということをきちんと意識しながら、改めて委員長、副委員長と事務局で議論をさせていただきたいと思います。
委員長	(資料1_富田林市こどもの権利条例骨子案 第2章) ◇こどもの権利条例の他市事例を研究しますと、特に注目をしているこどもの権利を書き込む「権利カタログ」と呼ばれる条例の作り方が前例としても多くあります。一方で、こどもの権利は全て重要ですので、それを特に保障される権利みたいな形で書くのは違うのではないかということで、子どもの権利条約の4つの原則を保障していくことを書くことが大事で、個別の権利を列挙するのはどうなのかという意見がございます。 骨子案としては、これまでに本委員会でご意見や幅広くこどもたちにアンケートやヒアリングを実施した経緯がありますので、その結果等から、特別に保障する権利があるわけではないですが、注目をしている権利というような形で、条例の中に書き込んでいます。ただし、「保障される権利」という言い方に私自身、違和感を覚えていますので、別の案がありましたら、意見シートでご提案いただけたらと思います。
委員	◇保障されるこどもの権利の関連する意見において、アンケート結果より、中高生も小学校高学年も守られてない権利として、「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと（いじめをふくむ暴力や差別の禁止）」ということが1番書かれています。どうしてこれが、保障されるこどもの権利の(1)から(7)の内容から抜けているのかということが疑問に思ったところです。このとおりの言葉ではなくてもいいですが、学校ではいじめが起きているような気がしていますので、それは絶対ダメだよというメッセージをここで記載したらいいのではないかと思います。
委員	◇できるだけこどもにとって分かりやすくというご指摘もその通りだと思います。それと同時に、富田林市のこどもたちは基本的にこの条例で自分たちの権利について学び、知っていくことになると思います。中学・高校年代で、理解できる言葉も含めて工夫をしないといけないと思っています。大人に意見を聞いてもらう権利、尊重してもらう権利は、年少のこどもたちには理解しやすいと思いますが、もう少し上の年代では、聞いてもらうことだけでなく尊重される権利といった表記が必要だと思うので、こうした視点も織り交ぜてもらいたいと思います。 最後に、「差別されずに生きる権利」というのは、大体どこの条例も見ても後ろの方に記載されています。ただし、アンケート結果からも、こどもたちは差別されない、差別されることはダメだということを上位に選んでいます。その中には、不平等に扱われることや差別ということが本当に嫌で、またいけないことという意識で選んでいるのではと思います。そこを受け止めて、差別されずに生きていける、差別されないということは大事な権利という意

委員	味合いを出すことはできないかと思いました。 ◇「(6) 差別されずに生きる権利」に、おそらく、いじめや暴力が含まれて書かれているような気がします。大きな意味では差別に当たるかもしれませんが、そこをあえて、いじめ、暴力、差別と書く方が、こどもにもわかりやすいし、安心すると思います。自分たちが危惧していることがきちんと言葉になっていると、安心して「この条例いいな」と思ってもらえるのではないのでしょうか。また、前の方に書いていただいた方が、こどもにとっては安心感が増すような気がします。
委員	◇「いじめ」という文言を前に出していいのではないかと感じています。例えば、いじめなど心理的、身体的暴力、虐待から守られる、受動的な意味の表現になりますが、そういうことから守ってもらえるということを、保障されるこどもの権利のところで、明記した方がいいと思いました。
委員長	◇多くの委員の方から、差別、いじめ、暴力、虐待ということについてきちんと書き込むべきで、さらに権利の保障の前の方に書いた方がいいのではないかというご意見をいただきました。 理由としては、アンケートやヒアリングの結果、また、委員の皆様が普段活動されている日常の中で、そうしたようなことがあるのではないかというご意見です。それを踏まえ、あらためて検討をさせていただきたいと思います。
(資料1_富田林市こどもの権利条例骨子案 第3章)	
委員長	◇「こどもの権利を保障するための責務・役割」という表記について、専門的な視点から見て問題ないでしょうか。
委員	◇保護者の責務や市民の責務という表記にしなかったのは、「努める」という表現にしているからでしょうか。責務はこどもの権利を保障するために、色々な責任義務を負っているということです。特別に役割と書かなくても責務だけでいいように思います。努力義務という意味の「責務」なので、「責務・役割」と丁寧に書いても、「責務」だけであっても違和感はありません。 市の責務、保護者の役割、市民の役割、育ち学ぶ施設の役割と分類されている中で、市以外には「こどもの意見に耳を傾け、意見を尊重する」という記載がありますが、市のところだけ記載がありません。市の責務として、「市は基本理念に基づき、こども関連施策、取組を進める」と書いてある次に、「市は、こどもに関する施策を展開するにあたり、こどもの意見に耳を傾け、尊重する」という文章も入れる必要があると思います。
委員長	◇市として、こどもの意見を聞くことに言及している記載は別にあったと思いますが、重複してもいいので、ここでも書き込むべきというご指摘と理解をさせていただき、書き込むこととさせていただきます。 役割という言葉を使用した理由は、市としては、これが責任であり義務であるということを自ら書いているので書きやすいですが、そうではない方に対して、これはあなたの義務ですとは書きづらいので、努力義務や責任という、意味合いで表現したかったのですけれども、責任と書くのもきつい印象がありますので、役割という言葉を使用したと理解しております。
委員	◇責任や責務という用語についてですが、その言葉によって、子育てに悩む親

委員	や保護者が今以上にしんどい、苦しいと感じないようにすることが必要だと思います。こどもの権利保障のためにも、そのような市民が悩みを話せない、他に相談できなくなるような事態は避けるべきですし、家庭への支援ということ載せている条例も多いと思います。なお、市に関しては責務だと思っています。 ◇「育ち学ぶ施設」は、こどもたちが1日の大半を過ごす学校も含まれています。特に学校教育はすごく大事で、これは子どもの権利条約にも、学ぶ権利として提示されています。また、学校以外の学ぶところも、人間形成の上で大切で、そういう場所で権利が大切にされる必要があると考えています。「努める」という表現では、何かが起こっても「努めましたけど」といった言い訳みたいになってしまうと感じています。そのため、「努める」といった努力義務では良くないのではないのでしょうか。大人の本気度、この条例の本気度が問われるかと思っています。 「育ち学ぶ施設」の中にも様々なところがありますので、それを考えれば、努力義務でいいところもあるかもしれませんが、殆どが、こどもたちの生活の場であり、学ぶ権利の場でもあるということを考えて、「保障する」というような、覚悟を決めた書き方にしていきたいです。 また、「こどもの意見に耳を傾け、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重する」という部分は「努める」ではなく、はっきりした文言にしていきたいと思います。
委員	◇市の責務と、公立学校、特に義務教育の学校の責務は、ほぼイコールのはずなので、「責務・役割」とされていますが、市の責務と公立学校の責務にして、あとは役割という言葉に分けて整理される方が、本来、学校がこれをどうやってこどもに伝えるかという覚悟が書き込めるのではないかと思いますので、そういう構成もご検討いただければと思います。
委員長	◇「育ち学ぶ施設」の役割という形で1個にまとめるのではなくて、もう少し詳細に分けて書きぶりを検討した方がいいというご意見だと思います。検討いたします。
委員	◇「こどもに関係する団体の役割」に違和感を持っております。 前回の会議で、市内の各校区で行われている校区交流会議において地域の未来を考えて、具体的に色々な施策をやっていこうと考えているということを伝えました。その校区交流会議はこどもに関係する団体と言えるのではないかと思います。また、別に今までこどもに関係していないと思っていた団体でも、本当はこどもの意見を取り入れるべきという団体はあると思います。そういう意味では、こどもに関係する団体と言ってしまうと限定されてしまうので、むしろ市民団体と幅広く定義をした方が、今までこどもの意見を聞いてこなかったという団体が、この条例を見て、こどもの意見を聞かないといけないのだなという方向に向いていくことも考えられますので、検討していただけたらと思います。
委員長	◇こどもに関係する団体ということで、こども食堂、また、最近ではクラブ活動の地域移行の話があり、学校が担ってきたことを、他の市民団体が行っていたりします。そこでも権利侵害が起こってはいけません。こうしたことも

	念頭に置きながら定義しました。 委員のご意見のとおり、校区交流会議、あるいはまちづくり協議会など、こどもには直接関係していると多くの人は考えていないけれども、そこでこどもたちの意見を聞いてみる、聞いていくというような取り組みが、この条例制定をきっかけとして起こっていくことが望ましいです。例えば民生委員・児童委員といったこどもの権利を保障していく上で、かなり重要な役割を地域で担っていらっしゃる方々もいらっしゃいます。そうした方々のこともきちんと議論した上で書き込んでいくことが必要と思っています。 こどもに関係する団体については、その名称をどうするかということの範囲を超えて、検討させていただき、次回お示しできるようにしていきたいと思います。
委員	(資料1_富田林市こどもの権利条例骨子案 第4章) ◇第4章の並び方についてです。12 ページの「こどもの意見表明及び参加」が、後の方にあるという印象があります。こどもが主体であれば、前の方に書いた方が良いと思いました。また、こども施策にこどもが参加できて意見が言えているのか、それが取り入れられているのかといった検証評価のプロセスを市としてどのようにやっていくのか、こどもは当事者としてどのように参加するのかということも、具体的に書いていただけたらと思います。
委員長	◇こどもの意見をどのように反映するかに関しては、第6章のところで記載があります。こども会議を設けるとは書いておらず、今のところは子ども・子育て会議に当事者の意見を反映するというような形で、抽象的に漠然と書いてあるので、委員の皆様の意見を教えていただき、それを踏まえて書きぶりを検討させていただきたいと思います。
委員	◇第6章の最後ではなく、第4章の「こどもの意見表明及び参加」に、こども会議や評価検証を書き込んだらわかりやすいと思いました。まず大人が検証し、それをこどもに聞いてもらうというのでは逆だと思っています。こどもが主体という原則から考えれば、本当にこどもが意見を聞いてもらえたか、そこはこども自身が自分たちで検証していくべきものではないかと思います。参加だけではなく、最後の検証までこどもが関わっていくという意味合いを含め、ここの場所にそういうことが書かれていたらわかりやすいと思いました。
委員長	◇こどもの意見表明及び参加の記載に関しては、改めて検討いたします。私は、こども会議等を設けた方がいいと考えております。ただ、言うは易し行うは難し。実際に本委員会の中で、こども会議を設けたいと皆様がおっしゃるのであれば、これは、市内の様々なこどもに関連する市民団体や学校の協力が必要です。それがなければ、こども会議という枠だけ作り上げててもその中で話してくれるこどもたちが実際には現れませんので、設ける限りは、関係する皆様が、協力するという覚悟を持って私は書きたいと思っておりますので、そこは皆様大丈夫でしょうか、ということを知りたいところであります。
委員	◇私は、こども会議を置いて欲しいとは思っていません。そこに行けないこどもたちが、意見を言いやすく、吸い上げる仕組みを作り、それによって市の

委員長	施策が変わっていくような形が本来のあり方だと思っています。例えば、投票や投稿の結果を年度ごとに報告するなどです。どのように意見を吸い上げて、見える形にするかという仕組みを作ることが大事であり、こども会議を設けたから、それで検証ができるとは思っていないところです。声を上げにくいこどもの声こそ、どうやって聞くかということを、何らかの方法で実現していくことが大事だと思います。 ◇こども会議はこどもの参加を保障する、こどもの意見表明権を保障する多くある手段の1つに過ぎないというご指摘もその通りだと思います。 例えば、富田林市においては若者会議があり、そこには高校生も数多く参加しています。このような既存の取り組みとこの条例についても検討する余地がありますので、そうしたことも踏まえて、こどもの会議を設置するというのも1つの手段です。ただ、これは相当の覚悟が必要だと私は思っています。令和6年度のこどもワークショップでも参加者集めに苦労しました。こども会議を毎年実施していくとなると、会議の中で、こどもたちに対して、どのようなこども施策をやってきたのかを説明し、こどもたちから意見を聴取、それを反映して、フィードバックしていくという、このプロセスが大変重要となります。一方で、現実的なところもあるので、富田林市の中でどのような形でやっていくのか、改めてまた次回の会議でも検討できればと思っています。委員長、副委員長、事務局でも議論しますけれども、皆様にもぜひ色々と考えていただいて、意見シートで提出いただけたらと思います。
副委員長	◇第4章は権利を保障するために、この条例に実効性を持たせる施策という意味で大変重要な章です。現在の骨子案では、何をするのかというのが、五月雨式になっていてわかりにくいと感じました。居場所づくりを推進するという施策であったり、こどもの意見表明の機会を確保し、それを吸い上げたりなど、権利を保障するためにどういうことをしたらいいのかというのが、この条例のかなり重要な柱になるので、もう一度、第4章の中の構成を含めて整理が必要と思いました。
委員長	◇ご指摘のとおり、こどもの権利条例において理念も重要ですが、何をするか、ということが非常に重要です。現在の骨子案では、それがランダム並んだったり、系統的に書き込めていなかったり、その優先度合いも見えづらい可能性があります。様々な角度で再検討する必要があると思いますので、ぜひ、次回の委員会までに検討のうえ、修正していきたいと思います。
	(資料1_富田林市こどもの権利条例骨子案 第5章)
委員長	◇第5章に関して、擁護・救済という記載の仕方について他市事例を見ていくと「擁護委員」のところもあれば「救済委員」、「擁護救済委員」のところもあります。皆様のご意見はいかがでしょうか。
委員	◇こどもワークショップで前文作る際に、こどもに選んでもらってもいいのではないのでしょうか。私は「オンブズパーソン」という言葉が良いと思います。また、こどもの権利というと権利と義務みたいになりますが、名称に「人権」という言葉が入る方が、人権ということをこどもが知る機会になると思います。「擁護」は漢字が難しいと思いますので、こどもの意見を守ってくれる人

委員	はどういう言い方がいいのかと名称を聞いてみてはと思います。 ◇一方で、これは大人がきちんと理解しないといけないことだと思います。 そういう意味では、大人にとって分かるストレートな名称が必要と思っており、こどもの人権擁護、こどもを救済する委員を設置しますということを示す必要があります。そして、こどもたちにはこの用語では難しいので、また別に、相談できる人、守る人、というようなこどもたちに周知していく名称を考えればいいのではないのでしょうか。大人・こども双方がそれぞれに理解しやすい名称を考えていくべきだと思います。
委員	◇こどもが自分の権利を侵害されていると思っていなくても相談できるということが大事だと思っています。なぜなら、しんどい状況が当たり前だと思っているヤングケアラーのこどもたちは、なんとなく困り事があるから相談に来て、その中で状況が見えてくることがあります。権利救済とか擁護だと、権利が侵害されているしか人しか救わないというようなメッセージを感じるような気がするので、「なんとなく何の相談でもいいからとにかくきてね」とか、「あの子困ってそうだからどうしよう」という相談をしてくれることから救えるこどもたちがいると思っています。 また、大人にとっても権利擁護委員とか救済は、「それぐらいのことは相談することではない」といったようにハードルを高く感じることにならないかと心配しています。オンブズパーソンにはこどもの権利擁護だけでなく、社会の仕組みを変えていくという役割もあるのですが、権利擁護委員、救済というのは、少し意味合いが狭いような印象を感じています。 そして、「市長に報告し、市長はそれらを公表する」と書いてありますが、可能であれば、市民に対して直接報告するぐらいの方が良いと思います。 「市民に報告する」、「市長及び市民に報告する」といったように表記していただき、年次報告会を開くなどで、みなさんに知ってもらうくらいの意欲で実施いただけたらいいと思いました。
委員	◇委員がおっしゃったことは、こどもだけではなく大人の世界も同じです。ソーシャルワークでも、相談に来ていただくためにはどうするか、相談窓口の設置だけでは難しいのでアウトリーチを実施するといったようなことです。 例えば、地域福祉で、何でも困ったことを相談に来てくれたらいいんだよと、「福祉なんでも相談」といった名称が生まれています。そういったことの「こども版」であったり、また一方でこどもの権利擁護についての名称を明確にすることについては議論の余地があると思います。
委員	◇救済は何か起こってからといったように感じます。様々な機関がこどもの権利を守るために色々なことをやっています。この救済機関が最後の砦としてのものなのかとか、或いは気軽に相談に行けるところなのか、他の色々な仕組みとの関係等をもう少し明確にし、これはどういった機関かというところが少しわかりにくいと思いました。
委員長	◇こどもの相談・救済機関と言われているものには基本的な4つの機能があります。個別救済はもちろん重要な機能ですけれども、同時に、そのこども施策をこどもの視点で評価していくことや現状を監視していく機能も大事ですし、制度改善のための提案を行っていくことも大事です。それから啓発や教

	育の機能というものもあり、それらが子どもにとっても大人にとっても正確に伝わるような名称を今の議論も踏まえながらも一度検討させていただくということにしたいと思います。
	(資料1_富田林市こどもの権利条例骨子案 第6章)
委員	◇公表の頻度についての記載をお願いします。
委員長	◇公表の頻度も考えて記載した方がいいということで承知しました。 子ども・子育て会議について、構成メンバーに関しては、今までと同じということではない方がいいと思いますので、そこのところは改めて検討していきたいと思います。
事務局	(2) 令和7年度子どもワークショップについて ●資料2をもとに説明。 (説明省略)
委員長	◇ご意見があれば会議終了後に「意見シート」でご意見をお聞かせください。
事務局	(3) 各種報告書について ●資料3をもとに説明 (説明省略)
	(4) その他 ●資料4をもとに説明 (説明省略)
	●資料5をもとに説明 (説明省略)
	●資料6をもとに説明 (説明省略)
委員長	◇それでは、本日も皆様に活発なご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。本日の議事はこれで終了となります。 次回の会議予定との事務連絡について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(5) 事務連絡 ◇次回の会議は6月27日(金)18時30分から予定しております。内容としては、引き続き条例骨子案について会議を開催させていただく予定です。会場参加が難しい場合はオンライン参加も可能です。会場設営の準備もごさいますので、早めに事務局までご連絡ください。 そして補足事項です。皆様にお配りした令和7年5月号広報誌に、市長と委員長と副委員長が、これまでの取り組みに関して対談した記事を掲載しております。是非ご一読をお願いいたします。

そして、本日配布できなかった報告書として、こどもアンケート、市民アンケート、関係団体等アンケート、関係団体等ヒアリングが残っています。
今後の予定ですが、5月中旬に事務局で再度内容を整理して、郵便もしくはメールで委員の皆様にお送りさせていただきます。さらにそれを踏まえて意見をいただくプロセスを取らせてもらい、最終は6月の委員会でご報告させていただくことを検討しています。よろしくお願いいたします。

4. 閉会

以上